

平成 2 7 年

第 8 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成 27 年第 8 回 定例 教育委員会 日程

日 時 平成 27 年 8 月 25 日（火） 午後 2 時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第 1 会議録署名委員の指名
足立 俊弘

日程第 2 議 案

議案第 1 号 我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
の制定について (総務課)

日程第 3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号 我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の 制定について	・ ・ ・ ・ 1
--	-----------

議案第 1 号

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成 27 年 8 月 25 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

教育委員会で所管している教育振興基金、文化施設整備基金、めるへん文庫基金、文化財保存基金及びスポーツ振興基金に関する事務について、当該基金を取り扱っている課の分掌事務として位置づけるため、及び今年度新たに策定することとなった教育振興基本計画に関する事務を総務課の分掌事務として位置づけるため提案するものです。

我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会行政組織規則（平成元年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前																	
別表第1（第11条関係）		別表第1（第11条関係）																	
(1) 教育総務部		(1) 教育総務部																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事務の概目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事務の概目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務担当</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 公印及び例規類の整備保管に関すること。 ○ 教育委員会議に関すること。 ○ 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。 ○ 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 ○ 教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。 ○ 儀式及び顕彰に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	事務の概目	総務課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事務の概目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務担当</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 公印及び例規類の整備保管に関すること。 ○ 教育委員会議に関すること。 ○ 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。 ○ 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 ○ 教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。 ○ 儀式及び顕彰に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	事務の概目	総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 公印及び例規類の整備保管に関すること。 ○ 教育委員会議に関すること。 ○ 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。 ○ 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 ○ 教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。 ○ 儀式及び顕彰に関すること。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事務の概目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事務の概目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務担当</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 公印及び例規類の整備保管に関すること。 ○ 教育委員会議に関すること。 ○ 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。 ○ 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 ○ 教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。 ○ 儀式及び顕彰に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>		区分	事務の概目	総務課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事務の概目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務担当</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 公印及び例規類の整備保管に関すること。 ○ 教育委員会議に関すること。 ○ 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。 ○ 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 ○ 教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。 ○ 儀式及び顕彰に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	事務の概目	総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 公印及び例規類の整備保管に関すること。 ○ 教育委員会議に関すること。 ○ 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。 ○ 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 ○ 教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。 ○ 儀式及び顕彰に関すること。
区分	事務の概目																		
総務課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事務の概目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務担当</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 公印及び例規類の整備保管に関すること。 ○ 教育委員会議に関すること。 ○ 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。 ○ 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 ○ 教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。 ○ 儀式及び顕彰に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	事務の概目	総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 公印及び例規類の整備保管に関すること。 ○ 教育委員会議に関すること。 ○ 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。 ○ 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 ○ 教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。 ○ 儀式及び顕彰に関すること。 														
区分	事務の概目																		
総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 公印及び例規類の整備保管に関すること。 ○ 教育委員会議に関すること。 ○ 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。 ○ 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 ○ 教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。 ○ 儀式及び顕彰に関すること。 																		
区分	事務の概目																		
総務課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事務の概目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務担当</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 公印及び例規類の整備保管に関すること。 ○ 教育委員会議に関すること。 ○ 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。 ○ 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 ○ 教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。 ○ 儀式及び顕彰に関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	事務の概目	総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 公印及び例規類の整備保管に関すること。 ○ 教育委員会議に関すること。 ○ 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。 ○ 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 ○ 教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。 ○ 儀式及び顕彰に関すること。 														
区分	事務の概目																		
総務担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 公印及び例規類の整備保管に関すること。 ○ 教育委員会議に関すること。 ○ 教育委員会の規則等の制定及び改廃に関すること。 ○ 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 ○ 教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務の連絡調整に関すること。 ○ 儀式及び顕彰に関すること。 																		

○ 事務局職員の定数、任免その他の人事に関すること。

○ 文書の受発及び保管に関すること。

○ 附属機関の委員の任命及び委嘱に関すること。

○ 事務局職員の研修及び福利に関すること。

○ 議会との連絡に関すること。

○ 教育行政相談受付に関すること。

○ 教育振興基本計画の策定及び進行管理に関すること。

○ 教育振興基金に関すること。

○ 前各号に掲げるもののほか他の担当に属さない事務。

○ 事務局職員の定数、任免その他の人事に関すること。

○ 文書の受発及び保管に関すること。

○ 附属機関の委員の任命及び委嘱に関すること。

○ 事務局職員の研修及び福利に関すること。

○ 議会との連絡に関すること。

○ 教育行政相談受付に関すること。

○ 前各号に掲げるもののほか他の担当に属さない事務。

	施設 担当 の目 略	略
学 校 教 育 課 の 項 か ら 指 導 課 (小 中 一 貫 教 育 推 進 室) の 項 ま で 略	略	略

	施設 担当 の目 略	略
学 校 教 育 課 の 項 か ら 指 導 課 (小 中 一 貫 教 育 推 進 室) の 項 ま で 略	略	略

(2) 生涯学習部

区分	事務の概目		
生涯 学習 課	<table border="1"> <tr> <td>企 画 調 整 担 当</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 生涯学習及び社会教育に関する調査及び諸統計、資料の刊行に関すること。 ○ 社会教育委員に関すること。 ○ 社会教育事業 </td> </tr> </table>	企 画 調 整 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 生涯学習及び社会教育に関する調査及び諸統計、資料の刊行に関すること。 ○ 社会教育委員に関すること。 ○ 社会教育事業
企 画 調 整 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 生涯学習及び社会教育に関する調査及び諸統計、資料の刊行に関すること。 ○ 社会教育委員に関すること。 ○ 社会教育事業 		

(2) 生涯学習部

区分	事務の概目		
生涯 学習 課	<table border="1"> <tr> <td>企 画 調 整 担 当</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 生涯学習及び社会教育に関する調査及び諸統計、資料の刊行に関すること。 ○ 社会教育委員に関すること。 ○ 社会教育事業 </td> </tr> </table>	企 画 調 整 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 生涯学習及び社会教育に関する調査及び諸統計、資料の刊行に関すること。 ○ 社会教育委員に関すること。 ○ 社会教育事業
企 画 調 整 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 部の企画調整に関すること。 ○ 生涯学習及び社会教育に関する調査及び諸統計、資料の刊行に関すること。 ○ 社会教育委員に関すること。 ○ 社会教育事業 		

の計画・実施に関すること。

- 視聴覚ライブラリーに関すること。
- 社会教育指導員に関すること。
- 社会人権教育に関すること。
- 成人式に関すること。
- 青少年関係団体に関すること。
- 子ども部の青少年健全育成事業との連携に関すること。
- その他社会教育に関すること。
- 生涯学習推進計画の策定及び進行管理に関すること。
- 生涯学習関係機関（小学校・中学校・高等学校・大学、民間教育機関、企業等）との連絡調整に関すること。

の計画・実施に関すること。

- 視聴覚ライブラリーに関すること。
- 社会教育指導員に関すること。
- 社会人権教育に関すること。
- 成人式に関すること。
- 青少年関係団体に関すること。
- 子ども部の青少年健全育成事業との連携に関すること。
- その他社会教育に関すること。
- 生涯学習推進計画の策定及び進行管理に関すること。
- 生涯学習関係機関（小学校・中学校・高等学校・大学、民間教育機関、企業等）との連絡調整に関すること。

		<p>○ 文化施設整備基金に関すること。</p> <p>○ その他生涯学習の振興に関すること。</p>
文化・スポーツ課	文化振興担当	<p>○ 文化事業の計画及び実施に関すること。</p> <p>○ 芸術文化の振興に関すること。</p> <p>○ 芸術文化団体の指導育成に関すること。</p> <p>○ 伝統芸能継承活動の推進に関すること。</p> <p>○ めるへん文庫基金に関すること。</p>
	歴史文化財担当	<p>○ 文化財の保護・活用に関すること。</p> <p>○ 文化財審議会に関すること。</p> <p>○ 歴史に関すること。</p> <p>○ 文化財保存基金に関すること。</p>
	スポーツ	○ 社会体育施設

		○ その他生涯学習の振興に関すること。
文化・スポーツ課	文化振興担当	<p>○ 文化事業の計画及び実施に関すること。</p> <p>○ 芸術文化の振興に関すること。</p> <p>○ 芸術文化団体の指導育成に関すること。</p> <p>○ 伝統芸能継承活動の推進に関すること。</p>
	歴史文化財担当	<p>○ 文化財の保護・活用に関すること。</p> <p>○ 文化財審議会に関すること。</p> <p>○ 歴史に関すること。</p>
	スポーツ	○ 社会体育施設

<p>一ツ 振興 担当</p>	<p>建設計画に関する こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会体育施設の 管理及び運営 に関すること。 ○ 学校運動施設 開放事業に関する こと。 ○ スポーツ推進 委員に関するこ と。 ○ スポーツ・レク リエーション団 体の指導、育成に 関すること。 ○ スポーツ・レク リエーションの 振興に関するこ と。 ○ スポーツ・レク リエーション指 導者の育成に関 すること。 ○ ふれあいキャ ンプ場に関する こと。 <p>○ <u>スポーツ振興 基金に関するこ と。</u></p>
-------------------------	---

<p>一ツ 振興 担当</p>	<p>建設計画に関する こと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会体育施設 の管理及び運営 に関すること。 ○ 学校運動施設 開放事業に関する こと。 ○ スポーツ推進 委員に関するこ と。 ○ スポーツ・レク リエーション団 体の指導、育成に 関すること。 ○ スポーツ・レク リエーションの 振興に関するこ と。 ○ スポーツ・レク リエーション指 導者の育成に関 すること。 ○ ふれあいキャ ンプ場に関する こと。
-------------------------	--

附 則

この規則は、平成 27 年 9 月 30 日から施行する。